

静岡県スポーツ少年団顕彰要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、静岡県スポーツ少年団規程第4条3項に基づく、スポーツ少年団の顕彰について必要な事項を定める。

(顕彰の種類と基準)

第2条 顕彰は静岡県スポーツ少年団本部長名をもって行い、表彰状および感謝状とし、次の基準に該当するものについて行う。

(1) 表彰状

(ア) 永年にわたりスポーツ少年団の発展に貢献し、特に顕著な功績のあるスポーツ少年団

(イ) 永年にわたりスポーツ少年団の指導・育成に貢献し、特に顕著な功績のあった登録者

(2) 感謝状

永年にわたりスポーツ少年団の指導・育成に貢献し、特に顕著な功績のあった登録者

(候補者の推薦)

第3条 候補者の推薦は、別に定める様式により市町体育・スポーツ協会会長および市町スポーツ少年団本部長が所定の期日までに静岡県スポーツ少年団本部長宛に提出する。

(表彰者の決定)

第4条 表彰者の決定は、静岡県スポーツ少年団顕彰審査委員会にて行う。

なお、静岡県スポーツ少年団本部委員会及び公益財団法人静岡県スポーツ協会総務委員会に報告するものとする。

第5条 本要綱の改正は、静岡県スポーツ少年団本部委員会の承認を得て変更することができる。

附則 1 (1) 本要綱は平成2年9月21日から施行する。

(2) 本要綱は令和2年11月14日から施行する。

附則 2 (1) 本要綱施行基準は、静岡県スポーツ少年団顕彰要綱施行基準による。